

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
「障害者の防災対策とまちづくりに関する研究」
平成 26 年度 分担研究報告書

障害（児）者の個人避難計画と避難所における
配慮ガイドラインの作成

地域防災訓練への車いす利用者の参加 2

研究代表者 北村弥生 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究要旨

避難所における車いす利用者の課題を確認し解決策を検討する目的で、地域防災訓練において同一時避難所に 2 年連続して同じ車いす利用モニター 1 名、介助者 2 名、介助指導者 1 名を派遣し、支援状況を記録すると共に参加者の親と自主防災組織長に面接法による調査を行った。その結果、2 年目には、1) 体育館入口の階段で町内会員による介助を得、2) モニターは消化器訓練を体験し、3) モニターの家族は意思伝達装置の充電が切れやすいことを認識した。これらの結果から、1) 防災訓練において、指導者がいれば、簡単な介助ニーズと介助方法を伝授できること、2) 防災訓練に要援護者が継続して参加することで、要援護者自身も役割をもつことができると考えられた。

A. はじめに

災害時における車いす利用者の大きな困難のひとつは、避難所に段差があることと車いすでトイレが使えないことであると言われていた[1]。物理的障壁がない福祉施設を福祉避難所として利用することも解決策のひとつであるが、発災直後に利用可能な福祉避難所の整備は十分ではない。また、所沢市の調査では、身体障害者の過半数は最寄りの一次避難所の利用を希望したことから[2]、最寄りの一次避難所の整備は検討すべき課題であると考えられる。小学校に物理的障壁がない大阪市でも一次避難所での障害者の受け入れは容易ではないことから、避難所を利用する障害者による工夫や地域住民の協力を得る方法の検討は有効であると考えられる。

例えば、段差の解消は行政にスロープの設置を要求するだけでなく、地域住民が専門家と共にスロープを作成したり、介護型スロープ（たとえば、ケアスロープ CS-120, ケアメディックス）を介護保険でレンタルできる高齢者から借用したり、避難所利用者やボランティアで車いすを昇降する方法もある。避難所で通常は必要としない移動介助を受けることに対する心理的抵抗も報告されているが[3]、逆に、心理的な抵抗を持たずに支援を得るための方策の重要性も指摘されており

[4]、緊急時において物理的障壁の解消に共助を活用する方法も検討の価値があると考えられる。

そこで、本研究では、地域の防災訓練に車いす利用者が介助者と共に参加することにより、1) 車いす利用者自身が避難所の環境を確認し防災に関して地域で共有する知見を得ること、2) 車いす利用者の存在を地域に認知させること、3) 車いす利用者への支援方法を介助者の活動から地域に知らせることを目的とする。

B. 方法と対象

埼玉県所沢市における平成 26 年度地域防災訓練（8 月 30 日）において、2 年連続で、同一の車いす利用者 H さん（30 歳代男性、脳性麻痺）から同じ小学校 X への参加を得た。H さんの車椅子は、電動と手動の切り替えができ、電動時には H さん自身が運転する。

自主防災組織の事前打ち合わせ会議に、研究者は参加の許可を得て、自主防災組織長の了解のもとに、H さんが所属する町内会長に体育館入口の 3 段の段差で車いすを昇降するボランティア 2 名程度の人選を依頼した。

介助者 1 名、介助指導者 1 名、記録者 1 名は研究組織から派遣した。介助者と記録者は、車いす操作と視覚障害者に対する手引き方法

について 2 時間の研修を提供した医療系専門学校生であった。介助指導者は市内の障害者手引きボランティア組織の代表で、市内のボランティア講習および小中学校の総合教育での介助方法の指導経験があった。介助者、介助指導者、記録者は、事前に H さんとおよび両親と面識はなかった。

訓練スケジュールは事前に自主防災組織から入手し、前年度よりも訓練科目が少なく、短時間で終了することを確認した。介助の留意点は以下の 4 点を、事前に、介助者・記録者・介助指導者に伝えた。

(1) 体育館の入口の 3 段の段差での車いす昇降は町内会住民に依頼したため、移動方法の指導を介助指導者が、補助を介助指導者と介助者が行う事。

(2) 前年度に体育館への入場時には参加者全員が入口に集中したために、H さんは最後まで待つことになったことの反省から、道を譲ってもらう意識を持つこと。

(3) 車いすで見学すると人の輪の外からデモンストレーションが見えないことが多いことから、「見える位置に行こうか」と H さんに声をかけること。

(4) 前年度は H さんと研究スタッフの間で意思伝達装置を使うゆとりがなかったことから、意思伝達装置を使った会話を心がけること。

(5) 避難時の介助は家族や専門家でなく地域住民が行う必要があることから、訓練時には、「誰でも手伝えること」を伝えるために、手伝いの申し出は歓迎すること。特に、復路では車いすを押し、近隣住民に交代するように努めることを伝えた。

防災訓練中の参加状況は動画と静止画で記録した。記録については、利用者 H さんと家族、自主防災組織に事前に了解を得た。訓練前後に質問紙または面接法による調査を、H さんの母親、介助者、介助指導者、記録者、自主防災組織代表、担当市役所職員に対して行った。防災訓練の状況と面接調査の結果は写真入りで市役所危機管理課・障害福祉課・自主防災組織・H さんの母親に報告した。

C. 結果

1. 避難所と自宅の間の移動

往路は、前年度と同様に、H さんの両親が車いすを押し、復路では近隣住民に車いすを押しってもらうことを企画したが、閉会式直前で H さんの親せきの事情で帰宅せざるを得なくなり、企画は果たせなかった。

2. プログラム

訓練スケジュールを表 1 に示した。

表 1 訓練スケジュール

X 小学校
開会式
バケツリレー訓練
水消火器訓練
救急救護訓練
閉会式

前年度は真夏の強い日差しを避けて地域住民は校庭周囲の木陰で休みながらプログラムを見学したが、平成 26 年は、訓練当日朝まで雨で日差しが厳しくなかったことから、開会式では参加者全員が校庭の前方に集合した。その際、H さんは、最後尾に位置した。特段、見るべきデモンストレーションはなかったが、誰が挨拶しているのかはわからなかった（図 1）。



図 1 モニターは両親と参加。開会式時には最後尾にいた。

水消火器訓練では、予定になかったが、H さんは実演に参加し、消防署職員と介助者の支援を得て、消火器のレバーを自分で押した。この体験により、H さんは消防団員等と関わり、他の参加者に存在を示すこととなった。



図 2 水消火器訓練で実演する H さんと補助する消防署員と介助者

体育館内での救急救護訓練では、消防署職

員が三角巾の使い方などをデモンストレーションした。Hさんは体育館に入るのが遅れたために、当初は後方に位置したが、介助指導者が「前に行こうか?」と確認して、空間があった実演者の横に移動した。



図3 体育館での実演中は、介助指導者の促しにより、見やすい一番前に移動。

3. 段差

体育館の入口には3段の階段だけでなく、上り框の段差2か所についても、町内会住民(65歳以上)3名は介助指導者の助言を得て、丁寧に、車いすの昇降を補助した(図4、5)。町内会住民から身体的な負担の訴えはなかった。



図4 ボランティア組織代表(右上の緑の男性)の指導と補助の基に、町内の男性二人で、体育館前の階段を上げた。



図5 体育館内の小さな段差も、町内会住民2名が丁寧に補助。左の母親が靴の型付け。介助指導者は後ろから補助。右には介助者が待機。

4. 校庭の状態

前夜から早朝までの雨のために、小学校の校庭はぬかるんでおり、訓練参加者が校庭を荒らさないために、体育館への移動の通路にベニヤ板が渡された。参加者の足元は確保がされたが、ベニヤ板による段差を、車いすは、自力では進めずに介助を要した。



図6 ぬかるみに渡されたベニヤ板を渡す時に介助する介助指導者。

5. コミュニケーション

Hさんは往路は両親と町内会の参加者と共に避難所に移動した。平成26年度は研究モニターとして防災訓練に参加した障害者はHさん一人であったため、町内会と一緒に訓練中過ごした。

意思伝達装置の活用では、充電不足で利用することができなかった。充電は前夜にも行われており、平時から充電の課題はあるため

更新を検討していることは、事後調査で、母親から確認した。

D. 考察

1. 一次避難所の物理的障壁と介助・介助指導者

電動と切り替え式の手動車いすの場合には、町内会の60才代男性3名程度で体育館入口の3段程度の段差を昇降できることを確認した。介助指導者を得て、安心して介助できる補助あるいは導入をすることにより、次年度以降、町内会住民による支援が定着することが期待される。

しかし、ぬかるみにベニヤ板を渡した際に新たにできた段差などの予期せぬ事象と見やすい場所への移動は介助指導者によって行われ、地域住民と短時間の研修を受けた学生ではニーズに気づき対処するには困難が示された。厚生労働省の福祉避難所マニュアルには、障害のある避難者10名に1名の相談員を配置することが推奨されており、障害への対処に経験のある人員を一次避難所でも確保することが望まれる。

一方、人力により車いすの昇降を依頼することは、東日本大震災でも、障害者に心理的負担がかかること、障害者の希望の時間に実施が確保されない場合があること、介助者への身体的負担が大きいことなどの課題はすでに指摘されており、平時から依頼すること・依頼されることに慣れることやスロープの配備も有効であると考えられる。

所沢市役所危機管理課からは、要援護者のために指定避難所に備蓄すべき物品の提案が、平成26年10月に、研究者に対して求められたため、「すべての指定避難所に一律に適切な物品とは限らないが、X小学校については、毎年の防災訓練で使うことから、体育館入口の段差を解消するスロープの備蓄は確実に有効であること」を回答した。防災訓練において、各指定避難所で必要な物品を確認して、市役所に要望を出すことにより、無駄のない備蓄整備と備蓄の運用方法の確認ができると考えられた。

2. プログラムへの参加

平成26年度には、予定されていなかった水消火器の実演に参加した。実際の火事においては、Hさんが消火活動に携わるよりも、早期に避難することが望まれるが、Hさんが消火器の仕組みを実際に経験したこと、Hさ

んが防災訓練に参加していることを他の参加者が確認する機会としては、実演は有効だったと考える。

また、意思伝達装置が使用できなかったことについては、平時はなくても生活に支障がない機器の整備と活用方法の充実も緊急時対応として必要なことが示された。特に、日常は介助を受けていない近隣住民と要援護者が直接に意思疎通する方法を確保するにより、家族が常に付き添い、介助にあたる必要が軽減されると推測される。

3. その他の課題

平成25年度には、避難所への移動と避難所での生活に関する肢体不自由者の課題として、他に、避難所までの移動、じょくそうを作らない寝具と体位変換等の準備、停電で冷暖房が効かない場合の体温調整、医薬品の確保、避難所内での移動経路の確保があることが報告されていることを指摘した。平成27年度には、避難所までの移動は、町内会に協力を求め、その他の課題については、Hさんに適した解決策を検討する予定である。

E. 健康危険情報

特になし

F. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会等発表
北村弥生. 地域防災訓練への車いす利用者の参加. 日本社会福祉学会. 2016-11. 東京.

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし